

令和2年6月5日開会

令和2年6月5日閉会

令和2年三宅町議会 第2回定例会会議録

三宅町議会

令和2年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月5日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
議案第21号～報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
同意第12号の上程、説明、質疑、採決	20
同意第13号の上程、説明、質疑、採決	21
諮問第1号の上程、説明、採決	22
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
一般質問	28
渡辺哲久君	28
辰巳光則君	35
森内哲也君	41
瀬角清司君	47
川鱒実希子君	50
池田年夫君	56

閉会中の継続審査について	60
町長挨拶	60
閉会の宣告	61
署名議員	63

三宅町告示第40号

令和2年6月三宅町議会第2回定例会を
次のとおり招集する

令和2年5月22日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和2年6月 5日 金曜日
午 前10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和2年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

令和2年6月5日金曜日

1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	6月5日金曜日	午前10時00分	定例会開会

令和2年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和2年6月5日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
池 田 年 夫		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	総 務 部 長	岡 橋 正 識
みやげイノベーション推進部長	宮 内 秀 樹	住 民 福 祉 部 長	岸 部 聖 司
健康子ども局長心得	植 村 恵 美	ま ち づ くり 推 進 部 長	江 蔵 潔 明
教育委員会事務局長	森 本 典 秀	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	村 島 有 紀

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員 渡 辺 哲 久 6 番 議 員 森 内 哲 也

令和2年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和2年 6月 5日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 三宅町議会改革調査特別委員会委員長報告
- 日程第4 議案第21号 令和2年度三宅町一般会計予算第3回補正予算について
- 日程第5 議案第22号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第23号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第24号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第25号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第26号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第27号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第28号 三宅町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第29号 (仮称) 三宅町複合施設新築工事請負契約の締結について
- 日程第13 承認第6号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第2回補正予算について
- 日程第14 承認第7号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第15 承認第8号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 報告第1号 令和元年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第17 報告第2号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第1回補正予算について
- 日程第18 同意第12号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第13号 三宅町政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 発議第3号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 発議第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- 日程第23 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 若干早いですけれども、本日の会議を始めます。

令和2年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位におかれましては、出席いただきありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和2年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを初めとする議案9件、承認3件、報告2件、同意2件、諮問1件、発議2件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶を頂きます。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、令和2年6月三宅町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また日頃より町政発展のため、ご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

コロナウイルス感染症関連支援事業の実施に当たりましては、議員皆様の最大のご理解とご協力の下、5月22日付の専決処分により、補正予算を計上させていただき、各種事業の推進を図っているところでございます。改めて感謝の意を述べさせていただきます。ありがとうございます。

また、これまでの議員皆様のご協力、そして何より町民の皆様のご協力があつてこそ現在まで本町に感染者が発生していないものと考えております。重ねて感謝を申し上げます。

そして、国の特別定額給付金事業については、5月11日に申請書を発送を行い、5月29日の第1回目の給付金振込において9割以上の世帯への給付を完了いたしております。

今後も支援事業による町民生活と経済の安定化を図るとともに、第2波の襲来に備えた予防策を継続してまいりたいと考えており、町民アンケートを実施しましたところ、情報発信

についてのご要望、また高齢者の方からは、マスク、消毒液に関するご要望も多くございました。5月22日に専決をさせていただきました諸施策の中で、きめ細やかな情報発信事業として、全戸への郵便物配送による諸情報の提供を行ってまいるとともに、新しい生活様式の実践に伴い、これらの衛生用品は今後も長期にわたって必需品となってくることから、現在特に入手困難となっております消毒液については、新たに購入をいたします次亜塩素酸水生成装置を用いて必要な方に配布を行うことも考えているところでございます。

さて、本定例会に提出を予定いたしております案件は、議案9件、承認3件、報告2件、人事の同意2件、諮問1件の重要案件をご提案申し上げ、ご審議を願うわけであります。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（衣川喜憲君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、令和2年6月三宅町議会第2回定例会は成立しましたので開会し、ただちに本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番議員、渡辺哲久君及び6番議員、森内哲也君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（衣川喜憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の1日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（衣川喜憲君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中に開催された三宅町議会改革調査特別委員会の報告を求めます。

委員長、松本 健君。

○議会改革調査特別委員会委員長（松本 健君） それでは、三宅町議会改革調査特別委員会の報告を行わせていただきます。

議会改革調査特別委員会は、前回3月の第1回定例会での報告の後、本日までの間4月24日と5月22日の2回の開催を行いました。

以下に本委員会での討議内容を報告いたします。

議会改革に関し、主に情報共有、住民参加に関する調査を実施し、議会だより、議会ウェブサイト、動画公開、委員会議事録公開など情報公開に関する項目、議会報告会、夜間・休日議会、選挙公報、議会モニターサポーター、請願趣旨の聴取など住民参加に関する項目について意見を出し合いました。

まあ、これらの調査には、国内の議会改革について記された「議会改革実践マニュアル」（早稲田大学マニフェスト研究所編）参照することで理解を深め合っています。

今後引き続き議会の機能強化等に当たる部分の調査を行った後、我々の議会で取るべき道を定めていきたいと考えています。

また、この2回の委員会の中では、議会の運営、議会の基本姿勢についても意見交換することがありましたので、この場をお借りし2件報告いたします。

1件目は、本会議での討論の進め方についてです。

従前より、討論は反対、賛成の順に1人1回だけ行うというきまりの下で会議が進行されてきました。例えば、反対討論希望者がゼロで、賛成討論希望者がいた場合や、反対討論希望者1名に対して、賛成討論希望者が2名いた場合、討論を希望していても機会を逸するケースがあるということです。4月の委員会で問題提起があり、その後議会運営委員会を通して、議会運営では、討論の機会は可能な限り与えられるべきとのスタンスで運営を図ることに意思統一されました。

今後討論の機会を逸することはなくなっていくと思われれます。

2件目は、行政が住民に語りかけることと、その際の議会の立ち位置についてです。

これは、3月の委員会質疑における委員から行政への意思決定のプロセスに際し、もっと住民に語りかけてくださいという主張と行政側からの「まずは議会に報告してから」や「議会での審議を経た後に住民には報告する」といった回答に端を発したものです。

以前より町長と議会はそれぞれが直接選挙で選ばれた代表であり、それぞれが住民と向き合うのが当然という意見がある一方、議会を差し置いて住民に話すのは、議会軽視に当たり差し控えるべきといった声も聞かれました。

今回委員間では、意見交換を通し、次のように考えをまとめました。

議会から行政には、情報を住民に出す場合は、原則として議会に報告してからと前々から伝えてきた。現状、ほぼこのとおりになってきていると思っている。なお、この場合の議会に報告というのは、議会の議決を得るという意味ではない。すなわち、議会軽視に当たるので、議会の議決がないと住民には話せないというのは筋違いであるということです。

以上で委員長報告を終わります。

◎議案第21号～報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） これより議事に入ります。

日程第4、議案第21号 令和2年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第20、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては、熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省いたします。

お諮りいたします。

日程第4、議案第21号 令和2年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第17、報告第2号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第1回補正予算についてまでの議案9件、承認3件、報告2件を一括上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長に提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年6月三宅町議会第2回

定例会に提出をいたしました各議案についてご説明申し上げます。

議案第21号 令和2年度三宅町一般会計第3回補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正の内容は、令和2年4月1日付の人事異動に伴う各款の間の人件費の調整を行うとともに、町長である私、副町長、教育長の期末手当の減額による補正予算を行うものでございます。

歳出のみのご説明となります。

6ページ、7ページから16ページ、17ページまでをご覧ください。

款2総務費から款10教育費までのそれぞれ人件費に係る予算項目において、節2給与、節3職員手当、節4共済費の増減調整を行っております。

続いて、18ページ、19ページをご覧ください。

款14予備費では、特別職に係る人件費の減額分として123万9,000円の増額を行うことにより、これらの財源調整を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、第2回補正後の既定の予算の範囲内で行っており、予算総額50億2,513万6,000円に変更はありません。

議案第22号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学校の休業や外出自粛をお願いし、経済活動の制限により深刻な影響を被っている町民生活に寄り添うため、私、町長、そして特別職の取り組む姿勢と決意としてお示しし、コロナウイルス感染症関連支援事業の実施に伴う町単独財源の一部に充てるため、本条例を改正するものでありまして、令和2年6月に支給する期末手当の額を町長は50%減額、副町長及び教育長は10%減額するため、条例の改正を行うものでございます。

議案第23号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ令和2年3月31日、令和2年4月30日公布されたことに伴い、三宅町税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

主な内容は、たばこ税関係で、葉巻たばこの課税方式の換算本数を段階的に見直す措置、住民税関係では、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を棄却した者への寄附金控除の適用創設、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅仮入金等特別税額控除の適用要件の弾力化、未婚の独り親及び寡婦（寡夫）における非課税措置や控除適用の見直し、国税における連結納税制度の見直しに伴い、町税であ

る法人町民税への所要の措置を行うものでございます。

議案第24号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染の疑いがある者として労務に服することができなくなった給与等の支払いを受けている後期高齢者医療保険者に対し、広域連合より商業手当金の支給が実施されるに当たり、その事務の一部を本町において行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第25号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減を特に所得の低い方を対象に実施しているところがありますが、令和元年10月の消費税の8%から10%への引き上げを受けて、低所得者の保険料軽減を実施する対象者や軽減率の範囲の拡大を実施しているところ、令和2年4月からの消費税率10%引き上げが満年度となったことに伴い、保険料軽減の完全実施を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第26号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するもので、主な改正点は、認可基準の緩和を行うことにより家庭的保育事業等の運営を行う事業者の参入を促進し、乳幼児の受入れ拡大を図るものでございます。

議案第27号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、保育料の支払いを満3歳未満に限定、保育園等の食事の提供に要する取扱いの変更、保育園等の食事の提供に要する取扱いの変更、連携施設の確保義務の緩和、免除及び経過措置期間の延長でございます。

議案第28号 三宅町水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度の改善を行う必要が生じ、また磯城郡広域水道事業体一部事務組合設立に向け、改正時期の統一制を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第29号 (仮称)三宅町複合施設新築工事請負契約の締結については、去る4月13日に一般競争入札の告示を行い、5月9日に入札を執行いたしました。同工事の請負契約の締

結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方は、住所 奈良市油阪町446-6。

氏名 株式会社森組奈良営業所。

契約金額は7億6,350万7,800円でございます。

議決を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

承認第6号（先決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第2回補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策関連支援事業の実施に伴う関係予算の増額を緊急に行ったものでございます。

歳入からご説明をいたします。

補正予算書の8ページ、9ページをご覧ください。

款12分担金及び負担金では、中学校給食費・教材費等無償化事業の実施により、中学校給食負担金688万1,000円の減額を行っております。

款14国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,729万2,000円の増額、小学校臨時休業対策補助金48万9,000円の増額を行っております。

款17寄附金では、企業版ふるさと納税10万円の増額を行っております。

款18繰入金では、財政調整基金繰入金1,879万7,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページから12、13ページをご覧ください。

款2総務費では、きめ細やかな情報発信、緊急雇用創出の事業費1,014万5,000円の増額を行っております。

款3民生費では、高齢者体力維持・認知症予防、子育て家庭応援助成の事業費、放課後児童健全育成事業に係る経費増加分を合わせて1,565万8,000円の増額を行っております。

款4衛生費では、新型コロナウイルス関係従事者給付金、介護・福祉施設及び医療機関応援助成、幼稚園内感染対策、感染症対策用品配布、災害時感染症対策、国保中央病院負担金の事業費として991万7,000円の増額を行っております。

14ページ、15ページご覧ください。

款7商工費では、感染症拡大防止協力金、雇用調整助成金活用促進に係る支援、事業者家賃補助金の事業費241万8,000円の増額を行っております。

款8土木費では、緊急住宅確保の事業費282万5,000円の増額を行っております。

16、17ページをご覧ください。

款10教育費では、大学生専門学校等無利子貸付、ICT教育加速化支援、小・中学校給食費・教材費等無償化の事業費3,853万4,000円の増額を行っております。

なお、ただいまご説明をいたしました款2総務費から款10教育費に計上いたしました各事業の執行に伴い必要となる人件費として、節3職員手当において職員の時間外勤務手当をそれぞれ計上させていただいております。

以上のことから、今回の補正予算額は、第1回補正後の予算総額49億4,533万9,000円に対して、歳入歳出それぞれに7,979万7,000円を増額し、予算総額を50億2,513万6,000円とする補正予算を行ったものでありまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月22日付専決処分を行い、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めます。

承認第7号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算については、さきにご説明を申し上げました一般会計第2回補正予算と同じく、新型コロナウイルス感染症対策関連支援事業として、国保特別会計において実施するため、補正予算を行ったものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款1国民健康保険税では、国民健康保険税減免により121万5,000円の減額を行っております。

款3国庫支出では、国民健康保険災害等臨時特例補助金72万9,000円の増額を行い、款4県支出金では、傷病手当金の支給に係る特別交付金190万9,000円の増額を行っております。

歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款2保険給付費では、傷病手当支給の事業費142万3,000円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれに142万3,000円を増額し、予算総額を7億2,242万3,000円とする補正予算を行うものでありまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月22日付専決処分を行い、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めます。

承認第8号（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法

施行規則の一部を改正する省令が、令和2年4月30日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同日から施行されたことに伴い、三宅町税条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

主な内容は、固定資産税関係で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に事業用家屋及び構築物を加え、固定資産税の軽減を図るもの、軽自動車税関係では、環境性能割の税率1%分軽減をする特例措置の適用期限を6カ月延長、徴収関係では、新型コロナウイルス感染症の影響により納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けるものでありまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日付専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

報告第1号 令和元年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、小学校空調設備事業に係る公債償還基金積立金、三宅1号線道路整備事業、ICT環境整備事業の3事業において、令和2年度に繰越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

報告第2号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第1回補正予算については、特別定額給付金事業及び子育て世帯臨時特別給付金事業に係る関係予算の増額を緊急に行ったものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出基金では、特別定額給付金事業及び子育て世帯臨時特別給付金事業補助金7億1,533万9,000円の増額を行っております。

歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款2総務費では、特別定額給付金事業に係る関係経費7億791万7,000円の増額を行い、款3民生費では、子育て世帯臨時特別給付金事業に係る関係経費742万2,000円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、それぞれ国庫支出金7億1,533万9,000円、給付に係る関係経費7億1,533万9,000円の増額を行ったものでありまして、歳入歳出総額を49億4,533万9,000円とする補正予算を地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決処分事項

の指定に基づき、令和2年4月30日付専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき、これを議会に報告するものでございます。

以上が今定例会に提出いたしました議案第21号から報告第2号までの提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第4、議案第21号 令和2年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第15、承認第8号（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についての議案9件、承認3件の総括質疑を許します。

事前に通告のありました6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） ただいま議長のお許しいただきましたので、総括質問をさせていただきます。総括質問という形の質問になります。

承認第6号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第2回補正予算について質問させていただきます。

これは、新型コロナウイルスの三宅町独自の対策のための予算措置のことです。

行政の全ての施策は予算あつてのことであることは間違いないことですので、今回新型コロナ対策は、とりあえず何かしなければいけないという思いつきでやったのではなく、きちっとした予算の裏づけもありますよということを明らかにしてほしいという趣旨の質問です。

今回おおよそ8,000万円の増額ですが、これくらいのお金なら使える、大丈夫だろうという根拠になった議論の内容を明らかにしていただけたらと思います。予算的な、お金の議論で幾らぐらいまでやったら使えるやろう、今後のことを考えて使える範囲はこれぐらいにしておこうなど施策を支える予算面からの討論内容をお伝えいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

ただいま森内議員の令和2年度三宅町一般会計第2回補正予算に係るご質問でございます。今回は補正予算全般に関わることでございますので、私よりご回答申し上げます。

第2回補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を歳入財源といたしました予算編成を行ったものでございます。

地方創生臨時交付金の対象事業といたしましては、1、感染防止対応事業、2といたしま

して、経済活動回復対応事業でございまして、加えて、財政調整基金を活用した3点目といたしまして、緊急に実施すべき町単独事業を目的といたしております。

まず、支援を必要とする対象者が誰であるか、現段階でのどのような施策が必要であるかなどの議論を進めてまいりまして、各担当課によりまして事業の内容を精査いたしましたところでございます。

そのような中、必要不可欠な事業につきましては、町民の皆様、事業者の皆様としまして、対象者を明らかにし、5月14日の第1回目の議員全員協議会において予算規模は不確定でございましたけれども、事業内容をお示しさせていただきましたところでございます。

その後5月22日の第2回の議員全員協議会におきましては、予算額を含めお示しをさせていただいておりますが、地方創生臨時交付金の対象事業の確認や式下中学校組合への負担金、またどの施策に配分を行うかなどを検討いたしまして、総事業費につきましては、議員ご指摘のとおり約8,000万でございます。

歳入財源の地方創生臨時交付金は6,729万2,000円でございます。差額であります金額につきましては、財政調整基金の繰入額が1,879万7,000円となっております。基金残高は、令和2年3月末現在約11億5,000万円でございます。基金繰入れを想定していた基金繰入額の3,000万以内に抑えられたために、現段階における新型コロナウイルス感染症対応の予算計上を行ったものでございます。

今後も同行を見据えながら必要に応じた対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 議案第29号（仮称）三宅町複合施設新築工事請負契約の締結についてについて反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、この2020年6月という時期です。3月末完成を目指して邁進をされている皆さんの努力には敬意を表します。しかしながら、これまで過疎債のあるうちにとというのが大きな理由となり、いろいろな意思決定のプロセスがはしょられ、その結果住民合意の形成についても不十分さを拭うことはできません。

7月には町長選挙が行われる予定です。本議案の議決結果に関わらず、複合施設について

も一つの争点となることは明らかでしょう。ここで一旦立ち止まり、これまでの意思決定のプロセスを含め、複合施設の在り方について住民合意の形成を行うことが肝要と考えます。

仮に7月に信を得られてこのまま進めることとなった場合、今回の締結を見送ることで建設には二、三カ月の遅れが生じることとなるでしょう。しかし、この二、三カ月を経ることが、今後複合施設が長く住民に愛されるものになるのであれば、むしろそちらのほうが町長の意思につながることはないでしょうか。

私は、過疎債があるうちに過疎債を活用して公共施設の更新を行うことには賛成です。また、中央に公民館機能、児童館機能を備えることも必要と考えて、これまで提言等を行ってきました。また、費用総額が10億に近くなることについても許容範囲と考えています。ただ、場所選定、設計段階で維持コスト削減への取組には、過疎債があるうちにとり論理に折れる形となりました。ちなみに過疎債の今後についてですが、今年の5月段階で国では、有識者会議か何かで最終報告されているようで、そこでは、当然のように過疎債は継続されるとの意思が示されています。

以上、建設には賛成ですが、この時期の建設に対しては、反対いたします。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第21号 令和2年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、議案第22号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、議案第23号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第7、議案第24号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第8、議案第25号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第9、議案第26号 三宅町家庭的保育所事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第10、議案第27号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第11、議案第28号 三宅町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第12、議案第29号 (仮称) 三宅町複合施設新築工事請負契約の締結についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第13、承認第6号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第14、承認第7号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第

1 回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第15、承認第8号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第16、報告第1号 令和元年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については地方自治法施行令第146条第2項の規定により、また、日程第17、報告第2号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第1回補正予算については地方自治法第180条第1項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎同意第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長(衣川喜憲君) お諮りします。

日程第18、同意第12号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 同意第12号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員1名の任期が令和2年6月30日をもって満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

磯城郡三宅町大字屏風373番地。

藤田良信。

昭和24年4月14日。

再任でございます。

同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎同意第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第19、同意第13号 三宅町政治倫理審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

町長。

○町長（森田浩司君） 同意第13号 三宅町政治倫理審査会委員の選任については、委員5名の任期が令和2年6月30日をもって満了となることから、三宅町政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

磯城郡三宅町大字三河558番地の1。

安井茂治。

昭和17年2月27日。

磯城郡三宅町大字小柳434番地。

細井秀和。

昭和15年8月1日。

磯城郡三宅町大字上但馬123番地。

吉田佳都恵。

昭和24年7月3日。

磯城郡三宅町大字屏風54番地の14。

神田洪行。

昭和22年9月29日。

磯城郡三宅町大字伴堂137番地の26。

田中治。

昭和20年12月1日。

いずれの委員も再任でございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第20、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、

令和2年12月31日付で委員1名の任期が満了となることから、後任の委員の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

磯城郡三宅町大字小柳409番地の2。

乾正史。

昭和28年7月24日生まれ。

引き続きの推薦であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりました。

ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 意見なしと認めます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第21、発議第3号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、提出者の松田議員より提案理由の説明を求めます。

松田晴光君。

○8番（松田晴光君） 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をさせていただきます。

100年に一度の危機、新型コロナウイルス感染症は世界に蔓延する中、全国に緊急事態宣言が初めて発出されました。このような中、三宅町議会としても昨年10月消費税の引き上げ、今回の新型コロナウイルス感染症で日本の経済は経済危機、またはリーマンショック級以上

のダメージを負って路頭に迷っております。

住民生活ものの流れ、人の流れが大きく影響を及ぼし試行錯誤していることを鑑み、昨年度に引き続き議員報酬額1割の削減を行っております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対応補正予算の財源としてさらに自ら身を削るべきと考え、医療・経済好転を願い、我々議員報酬額を令和2年6月1日より令和2年8月31日までの3カ月間、現在行っている報酬額の1割の削減から2割の削減とするため改正するものであります。

議員各位のご支持よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 説明が終わりました。

日程第21、発議第3号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） この発議の趣旨は十分理解しています。その動機も目的も非常に明確であります。ただ、どうしても違和感を拭えません。こういう危機の時代には、町会議員の活動はより密度の高い、質の高いものを求められていきます。私たちが果たすべき役割はそこにあるのではないかと。もちろん議員の歳費の削減ということが無意味というふうに思っているわけではありませんが、どうしても東日本大震災のときに一斉にいろんな活動が自粛となり、議員活動についても自粛していくというような状況に対しては、方向が間違っているというふうに感じてきた経過があります。

ということで、提案の趣旨そのものに反対しているわけではありませんが、どうしてもその違和感を拭い去ることができないので、この発言に対しては反対せざるを得ないということで意見を申し上げます。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 同じく反対討議になります。

発議第3号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

私は、3月の議会での議員報酬の1割削減にも反対しました。訓告、懲戒というような直接的な理由を伴わない報酬の削減には賛成できません。誰それが削減しているから、私たちが削減とかいった流れが、さらに周りの人に無言のプレッシャーをかけ、世の中全体のお金の流れを悪くする。ある人は、サービス残業は悪と言っていました。これがここ20年余り日本が犯してきた過ちだったという考えに私も共感しています。

今回の期間限定ながら、さらに報酬1割削減についても金額は大したことなくても、さきに述べたような空気を拡散することに加担することとなり、賛成はできません。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

お諮りします。

日程第21、発議第3号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第22、発議第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を議題とし、上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年がたった2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に違反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押ししました。

核兵器は、いまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。条約は開発・生産・実験・製造・取得・保有・貯蔵・使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴も許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たちに本国民が、長年にわたって熱望してきた核兵器禁止廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれてきています。

条例調印国は、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の70カ国、批准国は36カ国に広がっています。アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。

こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条規定により、意見書を提出いたします。

なお、同種の意見書は、3月23日現在448議会が可決されております。議員各位のご支持をよろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 説明が終わりました。

日程第22、発議第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 賛成の立場ですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） はい。

○4番（松本 健君） 発議第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見ついて、賛成の立場から討論いたします。

同等の意見書が2年ほど前に議題に上がりました。その際、意見書提出に反対する意見として、考え方は分かるし、そうなのかもしれないが、現行の日本政府の方針がアメリカの核の傘に安全保障を委ねることである以上、このような意見書を出すことは何かと問題といったようなものがありました。もしこのような考えの下で意見書の提出に反対しようとする方がおられるなら、ぜひ考え直していただきたいと思います。

お上の意思に従う、上からにらまれたらそういう目で見られたら何かと支障があるなどは地方自治を頑張っていこうとする姿勢に反するものです。

他方、日本の安全保障の観点から核保持が必要との意見もあるかと思います。私は、安全保障の観点からは、まず、食とエネルギーの需給を進めるべきと考えます。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（衣川喜憲君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

お諮りします。

日程第22、発議第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見ついてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立少数と認めます。

よって、本件は否決することに決定します。

◎一般質問

○議長（衣川喜憲君） 日程第23、一般質問について議題とします。

一般質問を行います。今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（衣川喜憲君） 5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 2点について一般質問を行います。

1点目、役場職員の感染防止とDVや幼児虐待の被害者の支援をどう両立させるのか。

全国の自治体で役場機能の崩壊を防ぐ目的で、職員体制を二分し、半分ずつ勤務するという体制が続けられました。その目的は理解できます。

他方で、営業自粛による失業や減収による経済的困窮、外出禁止でDVや児童虐待の被害者が1つの空間に閉じ込められ困難が増すという状況が必然的に生まれています。

毎日新聞の報道では、フランスでは、外出禁止措置が始まった3月17日からの1カ月間で、DVの通報を受けて警察が出動した件数は前年同期比で約5割増えました。パリの民間の女性支援団体では、夜間窓口を開設し、電話相談の対応者も増員した。他の支援機関とも協力し、約35人の女性を保護して公営住宅などに避難させた。フランス政府が子供向けの相談電話番号をテレビなどで発信したところ、外出禁止が始まってから約1カ月間で相談件数が前年同期比で35%増加した。DVが子供にも及んでいるという。

三宅町内の感染の有無に関わらず、外出自粛の要請は都道府県単位なので、フランスの状況は無縁とは言えません。

100年前のスペイン風邪は2年間の間に3回の大きな波が来ました。外出禁止を緩和した韓国やドイツでは、感染の再発が起きています。新型コロナウイルスの感染の問題は数年単位で続くと考えたほうがよいでしょう。次の山と予想される秋・冬には、インフルエンザと新型コロナが一緒に来ます。症状では区別できない2つの感染症の患者が大量に出現する可能性があります。

医療の問題が中心ですが、DVや児童虐待の支援でも困難に直面するかもしれません。今から準備が必要です。

外出禁止が長引くほど、DVや児童虐待の被害者の支援が緊急性を帯び虐待の現場からの

救出などの支援が重要となります。これを放置するならば、役場の機能が無傷であったとしても喜べません。

役場機能維持する仕組みをつくりつつ、パリの女性支援団体が実践した相談強化や救出活動を実現するという難題を避けては通れません。

そこで質問します。

1、三宅町社会福祉協議会の緊急小口資金貸付事業でも20件を超える相談があるとのこと、町内でも暮らしが困窮している人たちが増えています。DVや要保護児童対策協議会の対象ケースなど児童虐待が心配です。その状況はどのようにしてつかめていますか。

2、役場機能を維持する仕組みと相談強化や救出活動を両立するためにどんなことが考えられますか。

質問の2つ目です。

発熱し、新型コロナの感染を心配している町民がPCRを受けられる体制をどうつくるのか。

5月5日に奈良県が発表した「新型コロナウイルス感染症にかかる奈良対処方針」（5.5方針）は、未判定の感染者を極小化するため、PCR検査を迅速かつ圧倒的な件数で行える体制を構築すると明解に宣言し、評判になっています。具体的には、1、初熱外来クリニック設置など診察体制の拡充により、発熱症状のある方全員を医師の判断によりPCR検査の対象とすることが可能となります。

2、診断を行った医師からのPCRファクス依頼を5月1日から開始しました。診療を行った医師が、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断したものは全て検査対象としてPCR検査につながりますとしています。

このうち地域の診療所からのPCRファクス依頼という新たなルートがつけられることは大きな希望です。これまで帰国者・接触者相談センターや保健所で相談しても要件が厳しく、発熱が続いてもPCR検査を受けられない状況が全国的にありました。

ただ、この仕組みは、地域の診療所がコロナ感染の可能性のある発熱患者を受け入れられるということが前提です。大阪では市内に感染が蔓延し、地域の大きな病院でも発熱患者はたどえかかりつけの患者さんでも診断を断られる状態が続いています。これは質問を作成した5月中旬の状況です。

いまだに院内感染を防止できる体制がつかれないのでしょうか。ましてや地域の診療所では、一層困難さが増します。

そこで質問します。

三宅町民が発熱などしたときに診察し、PCR検査ファクス依頼をしてくれる地域の診療所や病院は確保されているのでしょうか。

以上、質問します。

○議長（衣川喜憲君） 答弁をお願いします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 5番、渡辺議員のご質問に回答させていただきます。

まず、DVや要保護児童対策協議会の対象ケースなどの状況はどのようにして深めていますかについてですが、要保護児童対策協議会調整機関で管理しているケースは、緊急事態宣言期間中にある場合は、対面による面談は中止し、電話による状況把握を行い、また、支援機関である小学校、幼稚園とは連絡を取り合い情報共有を図ってまいりました。

小学校、幼稚園では、要対協の管理ケースを初め家庭情報等が気になる子供に対して担任の先生が電話連絡や家庭訪問等を行い、状況把握に努めておられ、変化があれば、要対協へ連絡が入るよう調整し、状況把握に努めております。

また、未所属の子供については、保健師及び要対協調整員により電話連絡を行うとともに、必要に応じてマスクの着用、アルコール消毒の携帯等感染対策を行った上で家庭訪問を実施し、状況把握に努めています。

次に、役場機能を維持する仕組みと相談強化や救出活動の両立についてですが、まず、相談体制の強化については、今回の状況を踏まえ、分散勤務になった際でも、必要時には来所相談や家庭訪問が必要となるため、専門職である保健師、心理士、社会福祉士が相談対応に当たれるよう担当者だけでなく、専門職間で管理ケースの情報共有を図ること、また、通知があった際の対応についても共通理解を行い、対応できるようにしています。

保護が必要なケースについては、市町村に一時保護や立入調査の権限がないため、子ども家庭相談センターや警察といった関係機関との連携が必要であり、常日頃からの情報共有、役割分担の明確化が必要となりますので、定期的を開催している進行管理会議にて協議してまいります。

三宅町では、これまで妊娠期から保健師による丁寧な関わりを行ってきました。その結果保護者も困ったことがあれば、電話をかけてこられます。保健師も気になるケースに対しては、定期的に電話連絡を入れ、必要に応じて家庭訪問を実施し、保護者との関係性を構築しています。

この関係性の構築については、健康子ども課だけでなく、幼稚園や小学校においても同様、保護者支援を丁寧に実践されており、関係性は育まれており、SOSが発信しやすくなっていると感じています。

今後も必要な感染症対策を徹底した上で丁寧に支援することを積み重ね、気軽に相談できる窓口の周知徹底を図ります。

続いて、2点目のご質問にお答えさせていただきます。

渡辺議員がおっしゃるように、緊急事態宣言解除に伴う奈良県の対処方針には、感染防止対策の徹底を図るため、感染者の早期発見と早期入院治療を行うためにPCR検査の検査対象が拡大され、県内の3病院で開設されているドライブスルー外来以外に、発熱外来クリニックが開設され、PCRファクス依頼により、発熱外来クリニックへ地域の医療機関より検査依頼ができるようになると発表されました。

議員の質問に地域の診療所や病院の確保とありますが、地域の開業医では、既に電話診療や車内診療により対応されており、疑いのある患者については、保健所等に依頼をされ、スムーズな対応になっていると聞いております。

国保中央病院でも、5月より発熱外来を病院の敷地内に設置され、発熱などの症状のある患者への外来診療が始まっております。また、まつおかクリニックみやけ分院においても、現在新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者さんに対しては、電話診療や車内診療をされており、検査が必要な方については検査依頼を行ってまいります。

さきにご説明いたしました奈良県の対処方針では、新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安が改定され、検査対象が拡大されたこと、さらに1日の検査数が拡大されたこと、今後抗原検査の導入を検討していると記載されていることから、発熱等の症状があり、相談を受けた場合には、奈良県が示すフローチャートを基に住民からの相談に対応してまいります。

○議長（衣川喜憲君） 再質問はございますか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） まず、1番目の質問についての再質問を行います。

家庭訪問も実施し、状況把握に努めておられるということで、安心しました。ただ、朝日新聞の報道では、小学校や幼稚園の休止に伴い虐待の通報が劇的に減って、子ども家庭相談支援センターに併設の一時保護所ががら空きになっていくと。危機感を抱いた相談員が現場を訪問して危険なケースを保護するということが一時保護所は満杯になっていったというよ

うなそういう実例が紹介されていました。

そういうやっぱり学校の先生、直接子供見ながら、あるいは保育園の保育士さんが子供の様子を実際に見ながら、見ている情報が途絶えるということは、かなり大きな痛手ではないかというふうに考えるんですが、その点については、この1カ月、1カ月半どんな状況だったんでしょうか、聞かせてください。

○議長（衣川喜憲君） 植村局長心得。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） ただいまのご質問ですけれども、三宅町につきましては、自粛の期間中にあっても気になるご家庭については、幼稚園の先生ですとか小学校の先生のほうも電話連絡を取っていただいたり、あと、連絡取れない方であったり、やっぱり子供さんをきちんと見ていかないといけないというお子さんのご家庭に関しては、家庭訪問等行っていただいて、状況把握のほうには努めていただいております。

それ以外の方についても、先ほど町長のほうの答弁にもありましたとおり、保健師等について専門職のほうの家庭訪問も定期的の実施のほうはさせていただき、状況把握には努めておりました。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 分かりました。積極的に動いていただいていたということですね。

もう一点、必要時には来所相談、家庭訪問が必要となるため、その体制整備について進めてきたということですが、役場機能を防衛するということと、リスクを背負って訪問、地域の中に入っていくということの区分けを、何か工夫をしないと、なかなか厳しいと思うんですね。病院の院内感染のような事態が庁舎の中で起きないようにするためというのは、非常に難しい困難な課題、私も生涯福祉に関わっていますので、簡単なことではないということは百も承知でお伺いするんですが、何か外部チームと内部でそれを支えるチームというのを場所的に分けるとか人員的に分けるとか、特に秋冬もうインフルエンザが蔓延しているけれども、コロナかもしれないという状況の中で動くとなると、今以上に厳しい緊張を強いられると思うので、そういうようなチーム分けとか場所を分けるとかそういう対策については、何か検討されているんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 植村局長心得。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） ただいまのご質問ですけれども、体制につきましては、基本的にはあざさ苑が活動拠点になるかと考えております。あざさ苑につきましては、出入り口のほうも4カ所ありますし、お部屋のほうも何カ所も部屋のほうありますので、そうい

った部屋であったり、施設の状況であったりとかを工夫しながら、ゾーニングのほうを行って対応のほうはさせていただけたらなというふうに今現在は検討しているところです。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 分かりました。難しい課題ですが、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

2番目の質問についてです。

この質問の時点では出ていなかったんですが、5月29日にこういう奈良県の対処方針、新しい方針が出されています。そこでは、発熱外来認定制度、奈良県独自制度というのが始まります。ここで市町村が、単独であるいは協力して発熱外来を設置する場合には、県が防護服の提供など積極的な支援をしますよというそういう仕組みです。これは、国保中央病院でもぜひ手を挙げて設置することはできなんでしょうかという質問です。

私も教えていただいて、国保中央病院の発熱の丸いドームの入り口、こうあって、案内板があって、ここは、現在はPCR検査はできませんよという条件付で、そういう発熱した方専門のところが設置されていました。そういう努力についてはよしとするものですが、町民に対しては、あまりそれは周知されていないと思うんですね。インフルエンザ、この秋かかった人はコロナかとも思うんで、今までインフルエンザでパニックというのは、あまり考えられなかったけれども、この冬に関しては、町民も不安が高まる。だから、さっき質問、回答していただいたような町内では、発熱で受診してもらえないというようなことは起きないように努力しています、こういうふうにしてください。それから、国保中央病院、パニックっていきなり一般受付飛び込まないでください。ちょっと今裏側に、救急側に設置してあるんで、普通から行くとちょっと見えにくい場所に今あります。そういう町民の周知を秋冬の本格化する前に、この前支援制度について地域指定配布でされていましたが、分かりやすい形でやっぱり何よりも大丈夫だよという安心を伝えるということが最も大切なことではないかなと思うので、そういう町民への周知について考えたほうがいいんじゃないでしょうか。この点について考えを聞かせてください。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今ご指摘いただいた点、情報提供というところをアンケートでもかなり情報等というのはございましたので、今日の専決処分させていただいた補正予算でも、その点を踏まえてきめ細かい情報発信の予算をつけさせていただきました。

まずあれは1回だけではないので、これからも事あるごとに必要な情報について丁寧に説明していきたい、伝えていきたいというふうに考えていますので、またその際には議員各位にも情報発信であったり、ご相談あったら、こういうことで情報が欲しいというような住民さんの声をまた議員の皆様からも聞かせただけならというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） よろしく申し上げます。町長がぜひ直接に呼びかけてほしいと思います。

国保中央病院の今は発熱した人の専門相談窓口という位置づけだと思うんですけども、どちらかというと、院内感染防止するために分けるというようなことなんですけど、今回の発熱外来認定制度に乗って、ぜひPCR検査の検体採取、検査そのものはちょっとどうするかと思うんで、取りあえずあそこで検体採取をできるという体制を早急に進めることはできないだろうかというふうに思います。今の現状だと、国保のあの丸いテントのところに行ってPCR検査が必要だとすると、じゃ、奈良か三室か南和か、検査してくれるところにもう一回行ってくださいという話になりますので、完結できないです。それだと順番待ちで受けられないみたいなことも起きかねないし、ぜひ唾液検査というのも厚生省が認めて始まることになっていますので、十分技術的にも検体採取は可能になるというふうに思います。だから、ぜひ今、括弧書きで、ただし検体検査はではませんとなっているのを取り外して、本当の発熱外来にあそこをやるということではできないだろうか。

これは4町足並み、国保中央病院を支えている磯城郡3町と広陵町、4町が足並みそろえないと、三宅町が1人声を上げていても実現できない話ですから、町長には4町まとめて発熱外来に県の発熱外来認定制度に乗りましょうということで、ぜひ積極的に動いていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

検体検査の件に関しては、検査する検体を採るときが一番感染のリスクが高いということで、お医者さんのリスク、検査することでお医者さんのリスクというのはかなり上がるというのが、まず、第一点あるかと思いますが、そういった点も踏まえながら、国保中央病院、また4町足並みをそろえながら、協議を重ねてどういった方法がいいのかということも話し合いのほうを進めていきたいというふうに思います。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） これは実現できるかどうかは分かりませんが、望むべき最も高い目標としては、国保中央病院でPCR検査もできるという体制が最も望ましいと思うんです。そのためには、機械の導入については国費で100%補助すると言っているんで、費用的な問題は幾らか緩和されると思うんですけれども、他の検査と同じ場所ではできないでしょうから、区域を分けるとか、かなり高いスキルの必要な検査らしいので、人員の確保ができるのかとか、ハードルは高いということは承知ですが、ぜひせっかく発熱外来に格上げするために4町で協議していただけるのであれば、少なくともPCR検査をできる体制も国保で導入できないのかということについても同時に検討していただいて、できないものはできないで仕方ないと思うんですが、一度は前向きに検討してみたらどうかというふうに思います。この点についてもお考えを聞かせてください。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 様々な方法を考えながら、実施の可能性について協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 東京とか北九州とかちょこちょこ再発は起きていますが、こういうふうが続いていくんだと思います。北九州については、報道されているように、積極的に検査を広げて、今までであれば把握できなかった人たちを拾い上げ、結果として数字は増えていきますけれども、今後の方向はああいうやり方だと思うんです。三宅町でも感染者は発生していませんが、発生していないことがいいとは限らない。実際感染しているけれども、把握できていないだけかもしれないので、今後の秋冬インフルエンザとの同時発生という非常に厳しい事態も起こり得るので、まだ時間ありますから、3カ月、4カ月かけて可能な限りでできる体制を構築して臨んでいくということでぜひ頑張ってくださいというふうに要望して一般質問を終わります。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺哲久君の一般質問を終わります。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、7番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

辰巳光則君。

○7番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきたいと思いません。

私からは、洪水想定区域の避難についてを説明させていただきます。

令和元年度11月から発生した今回のコロナ禍、依然として終息とはいかず、完全なワクチンができるまで長い戦いになりそうです。我が三宅町でもコロナ対策が最優先であり、今後とも気を緩めることなく、オール三宅でこの国難を乗り切らなければなりません。

そんな中、今年も台風シーズンが近づいてきます。平成29年10月に上陸した台風21号は記憶に新しいところです。毎年のように記録的豪雨、想定外という文言を耳にし、いつ何どき豪雨災害が襲ってきても不思議ではありません。

今年4月に改訂版の三宅町洪水ハザードマップが全戸で配布されました。今回のハザードマップで、小柳地区と上但馬地区の一部区域が、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されました。もちろん広域避難所の三宅小学校にいち早く行くことが大事ですが、前回は避難勧告時、既に小学校に行くことは困難だったように思います。飛鳥川、曾我川に挟まれた両地区に2階建て以上の一時避難所が必要と考えますが、町長の所見をお聞かせ願いたい。

○議長（衣川喜憲君） はい、答弁。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 7番、辰巳議員のご質問に回答させていただきます。

近年の災害発生状況と住民の防災意識の高まりを踏まえ、昨年度の地域防災計画の改訂に当たりましては、状況に応じて早期の避難情報の発信とともに、住民への自主避難を促すために、三宅町文化ホールを自主避難所として開設することを明記しております。

また、安全に避難できる状況を確保するため、避難所の開設につきましては、災害配備態勢の中で早めの自主避難を呼びかけ、避難準備・高齢者等避難開始情報を早期に発令し、安全の確保をお願いすることを最優先としております。

住民の皆様には、水平避難として、文化ホールへの早期避難や、状況によっては、垂直避難など自らの判断で、その時点で最善の安全確保行動を取っていただけるようお願いするものでございまして、改訂版の洪水ハザードマップにおいては、情報ページの拡大を図り啓発を行っております。

議員ご指摘のように、曾我川、飛鳥川に挟まれた地区の小柳、上但馬両地区では、水害時に2階建て以上の一時避難所となる公共施設がないことは事実ではございますが、避難所を目的として新たな公共施設を建設することは困難であり、台風接近時には、避難準備情報を

早期に発令し、安全が確保されている自主避難所である文化ホールへの避難呼びかけを最優先に、状況によっては垂直避難や知人・親戚宅などにより命を守る行動を呼びかけることが重要であると考えております。

○議長（衣川喜憲君） 再質問ありますか。

辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） ご回答ありがとうございます。

今この配られましたハザードマップを見ているんですが、ちょっと確認なんですけれども、小柳は大体最大5メートルぐらい、上但馬、但馬地区は3メートルぐらいという認識でよろしいでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） ハザードマップについてのご質問でございます。

今回色分けのほうは従前のハザードマップから変わりました、色が濃くなるほど浸水が深いというところで示させていただいております。

今議員ご指摘のように小柳地区におきましては3メートルから5メートル未満の地域というのが大半でございます。上但馬地区につきましては0.5から0.3未満ということでの表示が多くなってございます。浸水の深さ、想定の高さにつきましては、このとおりでございます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 今の部長のご答弁で、上但馬地区の0.3から0.5じゃなしに、0.5から3メートルでいいんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼しました。0.5から3メートルでございます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） このハザードマップ見ていると、小柳分館、避難所ということなんですけれども、水害時は文化ホールとするということで、あと、上但馬は老人憩いの家と但馬公民館というところなんです、そこには水害時は文化ホールとするという表記はないんですけれども、今言われたように0.5から3メートル。3メートルという高さまでということでしたら、平屋の老人憩いの家と但馬の避難所では、もう非常に危ないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） ハザードマップにつきましては、今回表示の部分が変わっており

まして、前回のハザードマップでは50センチ、1メートルという表記がございましたけれども、今回は0.5から3メートルということで一くくりになっております。状況変わりますと3メートルというのが、議員今おっしゃいましたように、1階の軒下ということなんですけれども、かなり0.5から3メートル未満というのは幅がございます。状況から見ますと、確かに1階軒下ということがございますけれども、状況によりましては、もちろん老人憩いの家、但馬分館というのは1階建ての建物でございますので、先ほど申しましたように早期の避難ということで、文化ホールにつきましては、ハザードマップ見ていただきますと、ほぼ浸水しないということになっておりますので、先ほどの町長の答弁の中でも安全な文化ホールという言葉を使わせていただきました。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 前回の台風の時も相当避難情報とかかれていたと思うんですが、やっぱりなかなか皆さん割と人ごとというか、大丈夫やろうということで避難はされずにといいことで遅れたと。ああいうことがあったんで、今回は多分非常に皆さん意識も高くなって、早め早めの避難があるかなと思うんですけれども、その辺はやっぱり逃げ遅れる方もいると思うんですけれども。

そんな中、先ほど僕の一般質問の中で、避難所新しく建てられる計画はありますかということやったんですが、もちろん財源が要ることですから、もうすぐに建てるというのは、無理やと思うんですが、個別施設計画策定支援業務、去年やられていると思うんですが、その中で、つながり総合センターとかと旧上但馬乳児園跡地がありますが、そこに対しては何か新しい予定とかはあるんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 公共施設総合管理計画での位置づけのご質問と思います。

現在改訂作業を入っておりますけれども、現行では29年3月の公共施設総合管理計画が最新でございます。その中では、総合センター及び乳児園につきましては、統廃合なり複合化というふうに検討はされるという方針でございます。総合センターにつきましては、おおむねの方針といたしましては、解体ということで進んでいるというご認識いただきたいと思えます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 上但馬、小柳の高齢化率で言うと、大体小柳で43.7%、上但馬で

49.1%とかなりの高齢化率が進んでいまして、ちょっとそういう高齢者で三宅の文化ホールまで来てくれというのは、なかなか難しい部分があるのかなと思うの1つと、もう一つは、立地的な部分で、あざさ苑の前のちょうど田んぼの南西のほうですね。あそこの道がもう前回の台風のときはほぼ水で冠水してしまっていて、車では到底たどり着けないという状況もあったので、ぜひとももしつながり総合センター一部耐震診断で引っかかって地震が来るとまずいのはよく分かるんですけども、なかなか台風と地震が両方来るかなという確率は、絶対ないとは言いきれませんが、極めて低いという人道的観点から、何年か前の一般質問でもさせてもらいましたが、つながり総合センターないし上但馬乳児園跡地を特に上但馬は、一時避難所として開けてもらえたらなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 確かに28年12月だったと思うんですが、同種の質問をいただいております。危機迫る状況においては、やむを得ないケースもあるのではないかとのご回答をさせてもらっています。ただし、しかしながら、施設自体が耐震性が大きく不足しているという事態もございまして、それを避難所として指定することは、もう不可能でございます。

議員おっしゃるように、本当に早期の避難を呼びかけていくわけですけれども、どうしても逃げ遅れの方というのがあるケースはあると思います。その場合、いずれにしても鍵を開けて逃げ込んでいただく前なんですけれども、閉鎖施設ですので、電気水道といったものは止めております。また、その避難誘導していただいて、実際そこに避難、一時的に緊急に逃げ込んでいただくという部分におきましては、自主防災会であるとか自治体、地元の組織、そしてまた、消防団の方の連携というのでもかなり必要となってきますので、その辺はちょっと慎重に、もしその辺が、協議が整うならという前程の下で進めるしかないかなというふうには現段階では考えております。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳光則君。

○7番（辰巳光則君） 町長、よく垂直避難やってほしいということでよく言われているんですが、今回出たハザードマップで、氾濫流ということで、小柳と上但馬町の一部が、氾濫流というのをネットで動画とか拾ってきましたら、もうそれこそ家が流されるであるとか、イメージとしては、去年の千曲川の川の決壊で家が流される。皆さんニュース映像を見ていると、まさかうちがというふうに使われていますんで、やっぱりハザードマップで氾濫流と書かれている地域が、家の2階に上がってくださいというのは、非常に不安かなと思います

んで、今部長からご回答ありましたように、ちょっと今まで以上に一步踏み込んで自主防災会、地域自治会、あと、消防団とも連携してその辺の取り決めじゃないですけども、今まで以上に突っ込んだ施策をしていただきたいと思います。

一つとしては、上但馬の消防団の第2分団の詰所が2階建てです。二名ばかり独り暮らしの高齢者の方、見回りに行ったときにこちらに避難されますかということで避難をしてもらっていますので、ちょっとその辺の横の連携も取ってもらって、より安心・安全で、最悪のときには詰所とか行ってください。自主防災の人とか消防団員の方を頼ってくださいというような枠組みをつくってもらえたらいいと思います。

ちょっとだけずれるんですけども、石見の普通ここはしていなかったんですけども、石見地区の一時避難所が県立高等技術専門学校になっていますが、ちょっと一つ問題点があるのが、石見からあそこの高等技術専門学校に行くには、踏切を渡っていかないといけない。必ずあそこに行こうとしたら、踏切渡ると。前回の台風のとくに近鉄西田原本線但馬第4号踏切、スポーツ組合のところを曾我川沿いの東側の堤防をずっと行ったところの踏切が、夜の何時やったか、もうずっとあまりの豪雨で誤作動で踏切が下りっぱなしでした。ちょっとそれを僕ら消防団で見回り回っていたときに、これ、ひょっとして石見の駅のところと南側の踏切が下りたときに、避難するときに石見の人たちはどうやってあそこにたどり着くんかというのもありましたんで、重ねてすぐ、今すぐ新しい何かを建てろというわけではないですが、ちょっと今後においてそのような検討もしていただければと思います。

それと、もう一点だけ、最後に、今回災害があって避難所のことを言われているんですけども、コロナの第2波、第3波が来た場合の対策は、やっぱり今から必要やと思います。もちろん避難所といえば、相当の密になるのが想定されます。もちろん台風シーズンは夏になりますんで、コロナが終息しているんじゃないかというなかなか根拠のないことをテレビで言われる人もいるんですが、5月中旬にフィリピンを襲った台風時には、避難所の定員を減らす、通常50人の避難所やったら、25人にするとか20人にして、密を減らす。その代わりに避難所の数を増やすという工夫を熱帯のフィリピンでもされていますんで、今後も三宅町でもそれが全くないかということは考えられませんので、今からちょっと早め早めに夏のシーズン、もしコロナが今終息していない時期での台風があった場合の避難所の工夫をぜひとも検討していただきたいと思いますんですが、今その辺の話し合い等はされているんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいま避難所の感染症対策についてでございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関わる避難所の運営のガイドライン、今作成しております。これとともに、7月広報並びにホームページにおきまして避難所についての感染症対策について周知を行います。この中では、今ご指摘いただきましたように、避難所の密を避けるために2メートル以上の間隔を空けたレイアウトにいたしますので、収容人数が減るということは、これ、当然起ってくるわけでございますけれども、この中では、必ずしも避難所に行くことが避難ではないというところで、可能な場合は、ご親戚であるとかご知人の家の避難ということで、安全な家のほうへ避難していただいて、避難所への密を防ぐといった広報もしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳君。

○7番（辰巳光則君） 皆様方、コロナ対策で本当に献身的に今仕事してくださっている姿も見ていまして、非常に心強いところであります。本当にこれから台風シーズンも来ますんで、ちょっと先ほどから重ね重ねになりますが、自主防災とかいろんな関係各所と連携取ってもらって、その辺の対策を万全にしてもらいたいという要望でこの質問を終わっておきます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳光則君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

森内哲也君。

○6番（森内哲也君） すみません、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

複合施設と新型コロナ対策というタイトルで質問させていただきます。

今回緊急事態宣言という僕ら初めての体験して、様々な経験とか知識を得たと思います。住民さんが自由に集まることが想定された施設は、町内でも全て閉鎖されました。公民館とかあざさ苑ですね。

これから複合施設の建設に向かう訳ですけども、何かこんなコロナのような非常事態があれば閉鎖してしまう施設に大きなお金を投じるのはどうかな、使えない時期が発生しちゃうのであれば、何かもったいないない気もするな、そんな声も聞かれたり考えも浮かんできたりしています。

なかなか今回初めてのことで、どうしていいか分からなかったというのもあるんです

けれども、自粛中も平常どおり開放して運営している施設というのは、ちょっと考えにくいというのはよく分かります。ただし、自粛中も感染対策をしながらも施設を完全閉鎖することなく活用することを今の段階から考えておいていただくことはできないでしょうか。そんな質問です。

ちょっと私、こんなんどうかなというので、例えばで挙げてみます。

入館前の体温チェック、施設内の出入り自由できなくて、ある程度移動できる範囲は決める。マスクとか手洗いは必須、必ずしてください。あと、使い捨ての手袋なんかもしないといけないかもしれないですけども、そういうのを前程としながら、三密になってしまう役場の部署を分散させるために使うとか、利用者の人数制限、当然しないといけないと思います。予約なんかを前提にしながら、インターネットを利用して、情報発信、例えばオンライン授業とか、オンライン会議とかの基地として利用する、利用できないだろうか。あるいは、これも当然利用人数の制限、予約制を前提にしながら、図書館の本を貸出し、返却の機能一部利用可能にするとか、これも人数制限予約制になるのかなと思いますが、対面の相談、面談なんかを窓口を開設する。あるいは、座席の配置なんかを工夫しながら、一部の会議室を貸し出すとかそういったことできないかなというふうなことを考えたりしております。

非常事態宣言が出されたときの状況なんかにもよるとは思いますが、工夫して、施設の完全閉鎖は避ける方向で、今の段階から検討することはできないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

そんな内容の質問です。再質問は自席からさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 答弁。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 6番、森内議員のご質問に回答させていただきます。

今回新型コロナウイルス感染症という誰もが体験したことがない状況が到来し、対応の早さ、正確さを求められる中、行政としましては、住民の皆様の安全を確保するため、感染防止を最優先に全力で対策を行ってきたところでございます。

4月21日からは、三密を避けるため、役場の正面玄関を封鎖し、文化ホール入り口に総合窓口を設置し、受け付けしていただいた方から順次案内するとともに、長時間になりそうな相談が必要な方は、文化ホール内に設置したウェブ会議システム相談窓口で対応させていただき、徹底した三密対策を講じてまいりました。

さらに、職員の勤務体系を通常勤務と在宅勤務の二班体制とすることで、感染による行政

機能の停止を起こさない対策も進めてきたところであります。

森内議員がおっしゃられるように、状況により利用人数の制限、予約制等の利用ルールを決めることで活用することは可能かもしれませんが、今回のように緊急事態宣言が発出され、全国で外出等の自粛が実施されている中、複合施設を開放し、活用していただくようにすることは、住民の皆様の安全確保を最優先に対策を行っている間は困難だと考えております。

しかし、本来は人が自由に集う施設でもあることから、何らかの利用方法の検討も必要ではありますが、現状は安全確保を最優先に対策を行っていることから、施設の利用制限をかけた上で、役場の機能低下をさせないための総合窓口や職員の分散勤務としての活用については可能と考えます。

また、複合施設は、災害発生時の福祉避難所でもありますので、避難者に発熱や体調不良の方がおられた場合、他の避難者との接触を避けるため、ゾーニングを行い、避難所運営を行うことを想定しております。

最後になりますが、今回様々なお提案いただいたことに感謝し、今後このような事態が再来した際には、議員がおっしゃられたように、インターネットを活用した取組の検討もさせていただきたいと思っております。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員、再質問。

○6番（森内哲也君） そしたら、自席にて失礼させていただきます。

複合施設のそもそものコンセプトであったと思います。僕とか私たちみんなの活躍できる場、一人一人が活躍できる場、そういう趣旨にはすごく賛同して、多少無理をしてもいいもの造りたいなという思いはあります。ただ、ちょっとこの本当に予想だにできなかった新型コロナということで、公民館あざさ苑が完全閉鎖ということになって、結構僕そのときに住民さんの活動、どこでやったらいいんやろ。でけへんやん、一つもでけへんのかというので、結構ショックだったんです。そうすると、やはり初めみんなの活躍の場、居場所づくりというところがばんと吹っ飛んじゃうんで、何かここは考えないといけないこれから複合施設造るに当たっては、この部分はちょっと死守してほしいところかなと思っての質問だったんです。

先ほど町長も回答いただいたとおり、行政的には、やはり居場所づくりであっても、安全第一、命第一なんで、なかなか厳しいですよねというのは、そらそやわなという回答で、それ以上でもない、求めても頑張りますと言われても、それはそれでまた反対も出てくるかなと思いつつながら、聞いていたんですけれども。

そうすると、多少無理してでもいいもん造りたいよねという、その多少の無理をあまり無理したらあかんのちゃうかなというふうに考え直したりもしないこともないかなと、答えが。新しく新型コロナの対策ということで出てきたので、ちょっと僕にも答えないし、まだなかなか国とか皆さんにも答えのないことで、考えていかないといけないことかなと思います。

なので、先ほど請負の業者の選定の議案も出ていたんですけども、何かこのタイミングで町長選なんかもあるんで、業者、今まで職員さんこつこつとやってこられたところの尊重しつつ、なかなかさっきも迷っていたんですけども、反対しにくいなというので、賛成したんですけども。業者決まるとは思うんですけども、ちょっと町長選でまたやはり先ほど松本議員からもありました争点になるのは間違いないんで、一旦ちょっと決まっているけれども、ストップしているよ。結果出てからゴーサイン出しますみたいなふうにはできないのかなと思います。

それに対しては、いかがでしょうか。実行部隊の江蔵さんからそんな無理やとか、いただいてもいいかなとは思いますが。

○議長（衣川喜憲君） ちょっと想定、どうなるのかわからんというような。ちょっと答えにくい質問です。

○6番（森内哲也君） そうですか。どうしようかな。町長答えにくいですか。すみません。答えにくいと言われるなら、ちょっと言葉を変えます。

○議長（衣川喜憲君） 副町長。

○副町長（金井壮夫君） 今、もし契約のほうしなないとすれば、一つ業者に対しても補償が必要になりますのと、一旦契約して工事中止した場合には、その費用もかかってくるころであります。

また、森内議員様のほうのご質問につきましては、ちょっとこちらにも本当にコロナの感染が拡大した際は、やはりどういった方法取っても一旦はこの機能は停止するということでもありますので、コロナの状態ですね、奈良県でありましたら、いわゆるフェーズ1の状態では非常に厳しいですけども、だんだん段階が変わってきたら、段階では一部徐々に複合施設をご提案のように開けていくというような検討もできるかと思います。

回答の際は、一番コロナが厳しい際は、やはりその場合は職員が隔離して分散して勤務するとかそういった機能しかちょっとできないということですが、フェーズが変わってきました、現在ちょっとフェーズが10日ほど前でしたらそんな状態やと思いますけれども、そんな場合は、ご提案のように一部段階的に開放していくというのも含めて、今後ちょっと検討し

ていきたいと考えております。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員、よろしいですか。

○6番（森内哲也君） すみません。

僕こだわっているのは、やっぱり居場所づくり、みんなの活躍できる場というので、欲しいとそんなふうに思っています。なので、何が何でもコロナやけれども、頑張っけて開けろみたいな話でもなくて、何か活躍の場、答えがないんで、うっとこんなんなっちゃうんで、どうしようかな思っているんですけども。

今やはり国を挙げてアフターコロナとか新生活様式とかそんなんも言われているんで、何かちょっと立ち止まってみて、そんなときに複合施設って、こんな機能があるよとかそこまで行ったら、やっぱりみんな頑張っけてステイホームしてねとか、何かしらちょっと立ち止まらないといけないのかなというのがあるんで、またこれもちょっと変な話ですけども、ここであまりすることじゃないかもしれないけれども、やっぱり争点になってくる可能性もあるので、選挙の。どうなのかなと思っています。

それでは、ちょっと言葉変えて、アフターコロナとか新生活様式とかというのに何か複合施設を対応してみたいな案とかというのがあれば、どうでしょうか。こんなふうにするよとかいうの。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員、選挙の争点になるかどうかは分かりませんので。

○6番（森内哲也君） すみません。なると思いますけれども。ちょっとごめんなさい。なかなか聞きづらいことやったかもわかりません。

じゃ、戻します、話を。

アフターコロナとか新生活様式なんて言われていますけれども、複合施設の中でそれに併せてこういうことを考えないといけないかなとか、こういうのをやれたらいいなとかというのは、今の段階であれば、どうでしょうか。お話なり、そんなことも住民さん集めて全部決めるねんという話かもわからないですけども。

○議長（衣川喜憲君） 内容分かりましたか。

宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今、森内議員が複合施設できた場合のということで、こういう状況の中で活用方法があるかとか、その後こういうコロナが過ぎた後でどうやるといところ辺の考えがあるかということなんですけれども、それにつきましては、一応現在通常勤務と在宅勤務、二班体制ということでコロナの対策中にはやっておりました。

それは複合施設できることで、在宅と通常勤務をやっている間は、会議等とかがなかなか全体共有できないということが多々ありまして、民間でも進んでいるんですが、オンライン会議というのも今回役場のほうでは取り入れて、その中でいろいろ情報共有のほうをやってきました。そこら辺についてもこれから住民さんに向けても複合施設、Wi-Fi、インターネット機能全て整っておりますので、オンラインで何か教育とかできないかというところの部分については、検討していく余地はあると思っております。

それ以外にも町長の方の回答もありましたが、緊急時避難所としての複合施設の活用、広さもありますので、その辺は十分活用できるものと思っております。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。

オンラインってなかなか三宅町内でもなかったんで、ぜひそこは強調というか、力を入れていろんなアイデア出していただきたいと思います。

私、介護の世界に片足突っ込んでいるんで、やっぱり施設全面、面会禁止になっています。そうするといている人とかも家族さんも心配になって、ちょっとオンラインの面会なんかせなあかんでやると、やっぱり涙流して喜ばはるんですね。元気してたかとか言うてね。なので、ちょっとそういうところは今までもいろんなところ研究なり勉強なり熱心にしてくれてはるんですけども、ちょっとそういうのも複合施設は力入れていますというふうに、ぜひ力説していただけたらなと思います。

ということで、ちょっと要らん質問もあったとは思いますが、終わらせていただきたいと思いますが、何か。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員がご指摘の件ですけれども、インターネットのことに関しては、当初から想定をしておりました。そのためのそういった使い方ができるような回線のほうの整備というところで、その専門的な職員もプロジェクトチームのほうに配置し、そういった面も含めて漏れのないように検討しているところですので、議員おっしゃるようなそういった使い方というのはしていかなければいけないかなと。

また、このコロナ禍において、役場庁舎でもかなりのオンライン会議というものも進んできました。在宅勤務と勤務のチームのオンライン会議等も進めてきていますので、やってきた感触では十分やっていけるという感触持っておりますので、活用について考えていきたいというふうには思っております。

- 6番（森内哲也君） ありがとうございます。結構です。
- 議長（衣川喜憲君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

12時を過ぎましたが、続けてよろしいですね。

（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

◇ 瀬 角 清 司 君

- 議長（衣川喜憲君） 続きまして、3番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

瀬角清司君。

- 3番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私のほうからは、防災・減災水路整備についての一般質問をさせていただきたいと思います。

以前より伴堂大字内において、水はけが悪く水害のおそれや衛生面で問題視されている用水路があります。

平成29年10月の台風21号がもたらした水害は各所にあり、対策が必要だと思われま

す。このような水路は、本町に多数あると思われま

す。ソフト面での洪水ハザードマップや防災計画は改善なされておりますが、ハード面での防災・減災対策、または水路整備などはどのようにお考えでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

なお、再質問は席に着かせてさせていただきます。

- 議長（衣川喜憲君） 森田町長。

- 町長（森田浩司君） 3番、瀬角議員のご質問に回答させていただきます。

議員がお尋ねのハード面での防災・減災対策または水路整備などのどのように考えているのかのご質問ですが、平成29年10月台風21号の被害につきましては、三宅町内で床下浸水33軒、床上浸水4軒、道路冠水及び農地冠水については、京奈和自動車道より西側の大半の地域で発生したと記録が残っています。

これは三宅町だけでなく、大和川に合流する支線全域に被害が発生しており、三宅町とい

たしましても何十年ぶりとなる大きな被害が発生いたしました。

それを受け平成30年度より国におきましては、大和川流域の総合治水対策の推進、奈良県におきましては、奈良県平成緊急内水対策事業の推進が掲げられ、内水の氾濫解消のため、浸水常襲地域における「ながす対策」「ためる対策」が行われることになりました。

三宅町におきましても町内2カ所の貯留施設の要望を行いました。新川流域の水害対策には新川改修工事の再開が望ましいのではないかと

中でありましたので、関係団体である小柳農事組合、屏風自治会、伴堂自治会、伴堂耕地組合に樋門の管理に関する協力要請を行ったところ、ご同意を得ることになりました。

昨年度中を土木事務所へ新川河川改修工事の再開を要望しましたところ、県の河川整備委員会の再評価にて継続が妥当との意見を頂き、本年度に中和土木事務所にて新川の設計変更を行うとの連絡がありました。

現在中和土木事務所には飛鳥川の改修工事を行っていただいておりますが、これに今回再開が決定した新川の改修工事が進めば、飛鳥川及び新川の流域に当たる地区の水害被害の軽減につながることを期待しております。

三宅町としては、今後中和土木事務所が行う新川の改修工事に全面的に協力を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、議員ご質問の水路整備の関する問ですが、国有財産である法定外公共物を三宅町に贈与された水路部分であるとして説明させていただきます。

準用河川及び都市下水路の比較的大きな河川水路については、維持管理及び改修は三宅町が行っており、農地内にある法定外水路については、土地改良法に基づき、国・県の補助金を活用しながら耕地組合等により必要な費用負担を頂き、町が水路等の改修工事を行っております。

市街化区域及び農用地以外の箇所にある法定外水路に関しては、国・県の補助金がないため、町の単独費用、三宅町事業補助金交付金要綱に基づき、工事費の半分を上限として自治会、耕地組合に補助し、補助申請を行った団体にて工事を行っていただいております。

令和2年度におきましては、総額150万円の予算を確保しておりますので、各団体の要望及び緊急性を考慮し、水路等の改修事業を行ってまいりたいと考えております。

○議長（衣川喜憲君） 再質問ありましたら。

瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 丁寧にご回答いただきましてありがとうございます。

平成29年の台風21号の水害から4年近くたちますが、その4年間の間に幾度となく大きな台風や大雨が来ると、文化ホールや各自治会館などを避難所として開所して、避難指示を出すような状態になっております。今のところ、大した事案にはなっていないんですが、でもこれが、ほぼ毎年の何か恒例事業のような形になっているのはご存じですよ。

実際に町内に長雨や豪雨時に水害のおそれが想定されるような水路などが各所あることを町長、現認されたり、認識されておられますか。ちょっとお聞きしたいんですが。部長でも。

○議長（衣川喜憲君） はい、部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど町長がお答えになりました法定外水路に関しましては、平成17年に国有財産から町有予算に移管されております。水色に塗られている部分、里道水路の水路部分になりますけれども、それが一覧及び財産の目録はありますので、それらについては大体の把握はこちらのほうでしておりますけれども、実際問題としてそれが直接水害に当たるかどうかという記録までは残っておりませんので、今後状況をよく判断したいと思います。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 災害発生時というか、台風等々の大雨のときには必ず町内巡視というのを行わせていただいております。消防団と役場も連携しながら。その際には、そういった箇所というのは把握のほうをさせていただいているところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 回答書の中にもあるんですけども、中和土木さんが、町に面した飛鳥川などの改修工事をしていただいております。さらに町内の新川の改修工事を計画されておられるとお聞きしております。これ、ここに書いておられますけれども、その後改修事業のことは中和土木に要請したりとか話が進展あったりとかお聞きしているのでしょうか。お答えできる範囲で結構です。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先日中和土木事務所の所長さんが三宅町に来られまして、本年度の事業の計画の説明をされました。その中にも先ほど町長、発言ありましたとおり、本年度は新川的设计変更を行う予算は確保したということの話はいただいております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 順調に新川がきれいになったら、水害のおそれもどんどん町内ではなくなっていくとは思いますがねんけれども、新川の整備が進んでいても、町内のそういった災害が起こりそうな用水路があると意味ないと思いますので、ここにも回答書の中にもありますねんけれども、町の補助金を使って事業をしているようなことも自治会によってはあるんです。あるんですけども、それでも対応できないような予算的にも規模的にもそういったことを町の行政の力としてお借りできたらいいなとは思って質問させていただいているので

すが、そういったところはどのようなふうにお考えでしょうか。質問、意味分かんないでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 事業規模等々計画的なところとのご相談にもなるかなとも思うんですが、行政としても、やはり計画何もないまま判断できかねるかなというところがありますので、ちょっとこれは今現在いただいているご要望等々も加味しながら、緊急性等々も加味して、事業の実施というところ、必要性、緊急性というところも含めて対応していくというふうには考えております。

○議長（衣川喜憲君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 農用水路とか法定外水路とか予算がめちゃくちゃつけるのが難しいようなところも考えられるところいっぱいあるんですけれども、実際にそういう水路がありますので、泥上げだけでは対処できないようなところがありますので、やっぱり事業化を考えていただけたら、ありがたいと思っております。

今、もう最後になりますけれども、コロナ対策で大変なときですけれども、災害はどんなときも場合も選びませんので、4年前の教訓をぜひとも生かして、対策に取り組んでいただけることを期待して一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（衣川喜憲君） 瀬角清司君の一般質問を終わります。

◇ 川 鱒 実希子 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、2番議員、川鱒実希子君の一般質問を許します。

川鱒実希子君。

○2番（川鱒実希子君） 議長のお許しを得ましたので、私からは3点質問させていただきます。

1点目です。

新型コロナウイルス感染症に対する事業者への町独自の支援の拡大についてです。

新型コロナウイルス感染症に対する町独自の支援につきましては、特に子育て家庭の方からは、周辺自治体よりも手厚い支援が得られてありがたいとお声を幾つもいただいています。しかしながら、事業者への支援については、感染症拡大防止協力金を設けるとしていますが、その対象が奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と全く同じでは、非常に件数が限定されると思われます。

この協力金を受け取ることができるのは、奈良県から施設の休止や営業時間の短縮の要請及び協力の依頼に協力した事業者となっております。この対象施設は、キャバレー、パチンコなどの遊興施設や1,000平方メートル以上規模の学習塾などで、三宅町にはそもそもそういった施設が大変少ないと思われまます。

しかし、新型コロナウイルス感染症により売り上げが激減している事業者はたくさんいらっしゃいます。そこで、国の持続化給付金を受ける事業者に対して、一定の支援を町として上乘せしてはいかがでしょうか。

町長の見解をお聞かせください。

2点目です。

2点目は、コロナ禍が終息する前に災害が発生した場合の避難所の在り方についてです。

昨今は50年に一度の災害が毎年のように発生しています。昨年は東日本で豪雨災害が発生し、一昨年は三宅町でも避難を余儀なくされる水害が発生しました。

避難所に住民が多数避難された場合に三密をどのように防ぐのか、早急にマニュアルを作成すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、くしゃみなどの飛沫は床に落ちてもかなり長い間感染力を持ち、人が歩くことで舞い上がるため、床上より30センチくらいの高さが確保できる段ボールベッドを用意する必要があると思われまますが、いかがでしょうか。

マスクやアルコール消毒液、体温計の備蓄についても十分な量が確保できているかどうか、お答えください。

次に、複合施設建設に係る広報の在り方について質問いたします。

3月議会で3億円アップする複合施設の予算が可決されました。これについては、速やかに町民に周知していただきたいと予算審査特別委員会で申し上げ、4月にタウンミーティングを開き、広報も行うとの回答をいただきました。

しかしながら、広報紙は5月号にも6月号にも掲載されず、7月号に掲載すると伺っております。うがった見方をするなら、早々に金額を周知すると7月の町長選挙に悪影響を及ぼすかもしれないので、それを恐れてのことなのでしょうか。

住民には知る権利があり、町長には説明責任があります。町の負債を返済するのは住民の皆さんです。

新型コロナウイルス感染症の影響で住民税収入も減るおそれがあります。というか、確実に減るでしょう。複合施設建設に伴い負債が幾らになり、今後の返済計画がどのようになるの

か、分かりやすく周知していただきたいと思います。

私は町長にとって大事なものは、住民に対する深い信頼だと思います。恐らく森田町長には、それがあから、4年前の公約に重要な施策については、政策決定過程をオープンにし、皆様と対話して政策を決定するということを掲げられたのだと思います。

どうか4年前の気持ちを忘れないでください。今後は重要な施策については、政策決定過程をオープンにし、住民と対話して政策を決定するようしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長の見解をお聞かせ願います。

以上で質問を終了します。なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 2番、川鯨議員のご質問にご回答いたします。

川鯨議員がお尋ねの事業者向け支援については、先日議員各位にお示しさせていただきましたとおり、感染症拡大防止協力金、事業者家賃助成、介護福祉施設及び医療機関応援助成、雇用調整助成金活用促進に係る支援、感染症対策用品配布、学校給食の休止に伴う支援の6項目、予算総額として561万4,000円を専決補正をさせていただきました。特に事業者家賃助成については、町独自の補助となっており、今回6項目の事業については、決して限定される内容ではないと考えております。

今後国における第2次補正予算の内容を検証しながら、様々な事業への支援を検討してまいりたいと考えております。

2点目の災害時の避難所運営の在り方についてですが、避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、三宅町においても現在マニュアル等の作成に着手しており、新たに追加すべき対策、拡充すべき対策を取りまとめ、衛生用品の備蓄についてもマスク、非接触型体温計、アルコール消毒液については順次発注をかけているところでございます。

感染症対策による過密を防止するため、避難者間のスペースを確保した際の避難所の収容人数の把握に努めるとともに、事前に検討したレイアウトを基に備蓄しております間仕切り用のパーティション等を使用し、居住スペースや専用スペースを設けることとしております。

ご質問の段ボールベッドは現在10台、簡易テントは8台の備蓄はございますが、さらなる拡充を図ってまいりたいと考えております。

避難所の衛生環境の確保につきましては、アルコール消毒液を避難所入り口やトイレ等に設置するほか、マスク着用の徹底などこれらの対策に必要な備蓄品については、必要数を確

保してまいります。

避難者の健康状態の確認においては、避難所入り口に受付を設け、発熱や体調不良の方のゾーニングを行い、避難所運営を行うこととしております。なお、その際には、町保健師、保健所、医療機関との連携体制の確保が欠かせない要素であると考えております。

これらの対策については、町ホームページにて公開するとともに、広報みやげ7月号の防災特集の中で、感染症対策を災害時の避難についてを掲載する予定でございます。

3点目の複合施設に関する広報についてのご質問ですが、川鯨議員がおっしゃられるように、4月25日にタウンミーティングの開催を周知をさせていただき予定で進めておりましたが、ご承知のとおり、2月から3月、3月から4月と新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからない日々が続く、目に見えない敵と戦わなくてはならない状況下では、不特定多数の方々に参加いただく中で、三密を回避しての開催は困難であると判断いたしました。

加えて全国的にいつ緊急事態宣言が出されてもおかしくない状況が続く中、4月7日7都道府県に緊急事態宣言が発出され、同月16日には全都道府県に拡大されました。

このような中、住民の皆さんの安全確保を最優先と考え、対策を講じていることから、タウンミーティングは中止とさせていただき、5月広報紙において新年度の当初予算及び複合施設の事業費を含む主要事業一覧を掲載させていただきました。

次に、議員からご指摘の広報紙への掲載がないとお話ですが、当初は5月広報に昨年度実施した複合施設のソフト事業の説明を折り込み、6月広報に返済計画も含めたハード事業を盛り込んだ内容の折り込みを入れる計画をしておりましたが、新型コロナウイルス対策を重要視し、三密の回避や外出自粛など住民の皆様の安全を確保するための対策や国の緊急経済対策の一環である特別定額給付金事務を迅速かつ的確に家庭への支援を行うことを最優先に進めてまいりましたので、延期とさせていただきました。

そかし、ここに来て、国民の方々の努力もあり、緊急事態宣言が解除され、勤務体制を戻すこととなりましたので、引き続き感染症対策を講じながら、6月広報紙でソフト事業のお知らせ、7月広報紙にはハード事業の折り込みを進めているところでございます。

次に、住民と対話して政策を決定するようにはしていただきたいとのお質問につきましては、就任当初よりタウンミーティング、まちづくりトークを初め議会・委員会においても対話重視に努め、様々なご意見を頂き、政策決定にも取り入れてまいりました。

今後もさらに対話を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問はありますか。

川緒議員。

○2番（川緒実希子君） まず、1点目です。

事業者支援の感染症拡大防止協力金の予算額は131万円ということで今回補正で成立しましたが、この事業者の種類ごとの内訳を教えてください。というのは、例えばキャバレーが何件、飲食店何件というふうに、どういう予算なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 件数はちょっと今のところ把握しておりません。県が受け付けをした全業種、県と同じ業種、全部を対象にしております。

○議長（衣川喜憲君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） 131万円なので、個人事業主5万、中小企業10万、仮にこれ、全部中小企業としましても13件程度あることになりませんが、そのような施設が13件も町内にございますか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 件数に関しましては、統計の何%で計算しております。事業者工業統計と統計数値がございますので、全てにおいて対応はできないと思い、統計数の何%で予算を張りつけております。

○議長（衣川喜憲君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） ですから、私は131万円も予算化されているんですけども、実際に当該、県が協力金を支給するとしている業者数は、そのようにはたくさんはないと考えております。

それで、それに対して国の事業化給付金というのは、今年の1月から12月までの間に、前年の同月比で50%以上収入が減っている業者に対して支払われるものなので、非常に対象が広いと思われれます。多分これだと三宅町内にも、いろんな事業者の方で申請されている方はいると思います。ですが、100万円ではやはりいかにも少ないというお声をいただいております。なので、それに対して10万なり、町として上乘せしていただけたらと考えています。

それにさらにその財源としては、政府は地方創生臨時交付金というのを今は全国に1兆円交付しましたが、今後さらに2兆円積み増して3兆円を配布する方針だというふうに伺っているのです。十分財源的な裏づけも可能になるかと思えます。

次に、5月30日のNHKの報道によりますと、次亜塩素酸塩の有効性が製品評価技術基盤

機構NITEによると、確認されていないということでした。それどころか空間への噴霧は、人体への有害性も指摘されているとのことでした。

今日の森田町長の冒頭の挨拶で、この次亜塩素酸塩の機械を購入するというお話がありましたが、取りあえず有効性が確認されるまで、購入は見送るべきと考えますが、いかがでしょうか。最近の報道でも、静岡市や米子市などが一旦は導入を検討した市でも、この報道を受けて導入を中止したと聞いています。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今の次亜塩素酸生成器の話ですけれども、確かに報道のほうで性能評価というところで今疑問点があるというところでございます。

もちろんご指摘いただいた部分もあるんですけれども、購入につきましては、一旦発注のほうというのは進めているところであるんですけれども、見合わせるということも当然考える、視野に進めたいというふうに考えます。

○議長（衣川喜憲君） 川鯨議員。

○2番（川鯨実希子君） 分かりました。

じゃ、そういう有効性が確認されるまではちょっと発注を見合わせていただきたいと思っています。

最後になります。

複合施設の広報に関することなんですけれども、広報のタイミングがいかに遅いと思います。2月から4月にかけて私を含む数名の町会議員が、それぞれの考えで複合施設の建設費が高騰した旨、住民に議会だよりなどで伝えております。

したがって、住民の皆様の関心は非常に高まっていると思われれます。一体どのような返済計画になっているのかという声は、私もたびたび伺っておりますし、コロナで経済がこのようになったにも関わらず、町は計画を見直す気はないんだろうかというご意見も伺っております。早急に説明すべきと考えますが、いかがでしょうか。

広報紙、次のに載せるということなんですけれども、7月の広報紙ですよね。できれば、ホームページなどでいいので、それより少しでも早く公表していただきたいと考えますが。

○議長（衣川喜憲君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 先ほど町長のほうからも説明のほうがありましたが、コロナ対策の関係ですらさしてもらったということもありまして、6月でソフト、7月でハードのほうの説明という形にはなったんですが、ハードのほうの説明につきまして

は、7月広報という形では進めてまいりたいと思っておるんですが、今、川鯨議員がおっしゃられたように、ホームページ等とかでできるだけ広報紙より早い時点でお知らせできることができるように進めてまいりたいとは思っております。

○2番（川鯨実希子君） ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

○議長（衣川喜憲君） 川鯨実希子君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

三宅町洪水ハザードマップが住民に配布されました。私は、昨年の9月議会で災害時の被災者支援対策について一般質問を行いました。そのときの答弁では、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の公的支援制度につきましては、いずれも法令及び条例に基づき町が実施主体または窓口になる事業でございますので、その内容を明記し、制度の存在が分かりやすいものとするためにも、今後行う軽微な随時改正におきまして早急に記載しますと総務部長が回答されています。

しかし、今回住民に配布されたハザードマップには一言も述べられていません。どうしてでしょうか。議会軽視ではありませんか。それとも制度そのものを住民に周知するのに不都合があるのか、町長の所見を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染時の緊急事態宣言が出されて2カ月余りになります。この間小・中学校が休校になり、子供たちは自宅待機となっています。

三宅町は3月議会で令和元年度の補正予算、小学校のICT環境整備事業の予算として1200万円、ネットワークの整備及び小学校全生徒に端末1台の環境整備を行う予算として5,627万9,000円を計上し、可決されました。また公務用パソコン購入業務として令和2年2月20日に入札が行われ87万7,800円でシステム株式会社奈良本社が落札しています。

奈良市などでは、今まで児童生徒の休校中の学習方法としてビデオ会議システムを使った授業配信を行ってきたが、5月1日から双方向の学習指導、コミュニケーションが可能なグループ合同会社のインターネットサービスを使ったオンラインによる教育を行うと報じられ

ています。3月末から休校になった子供たちの教育権や学力の回復、向上が問題になってきています。

三宅小学校の現状はどのように見ておられるのでしょうか。教育長の所見を伺います。

これで終わりますが、回答によっては、自席から再質問をさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長、答弁。

○町長（森田浩司君） 10番、池田議員の1点目の被災者支援については私から、2点目の教育については教育長よりご回答をさせていただきます。

まず、1点目につきまして、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害要援護資金貸付制度などの公的支援制度は、いずれも市町村が実施主体となる事業であることから、昨年度改訂しました三宅町地域防災計画第6章災害復旧・復興計画、第2節災害復旧に伴う財政援助の項目中、災害復旧事業財政援助において、災害障害見舞金の支給及び被災者生活再建支援事業の文言を新たに追記しております。

地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び三宅町防災会議条例に基づき、三宅町防災会議が作成するものであり、今回の改訂は計画の軽微な変更として事後報告を行うものであるとの認識です。

今後も引き続き地域防災計画に基づく対策を図りながら、随時計画の点検、検証を行い、その都度改訂を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

他方、洪水ハザードマップについては、住民の皆様に洪水浸水想定区域図を提供するとともに、災害時における被害を最小限に抑えるため、避難場所や災害時の心得、災害の備えなど、災害発生時における緊急情報等を掲載したものでございまして、平時からの備えと命を守るための内容を充実させた啓発冊子として配布いたしているものでございます。

被災による生活支援が必要な際には各種支援制度についても適切な周知方法を行い支援を進めるものでございますので、周知することに不都合なところがあるかのご指摘については、全くもってこれに当たるものでないことをご理解願いたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） 続いて、私のほうから、池田議員の一般質問にお答えをいたします。

三宅小学校では、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、3月から三度の臨時休業の措置を行い、子供たちの健康と安全を第一に考えてまいりました。6月1日から学校を再開し、半日授業ではありますが、今日で1週間がたとうとしております。

教育委員会といたしましては、学校の再開に向けたガイドラインを作成し、できる限りの感染防止策を講じながら、学校の再開に踏み切ったところでございます。

結果として、長期の休業となり、学習への影響はもちろんのこと、児童の心と体の状態が心配されるところです。休業中においては、教師がプリントを各家庭に届け、学校の回収ボックスで回収するという方法で多少なりとも子供の学びを支援してまいりました。

また、今年に限っては、夏期休業期間を大幅に短縮し、式下中学校では8月8日から8月16日までの9日間、三宅小学校では8月1日から8月17日までの17日間といたします。

さらに教育課程や指導法の工夫、行事の見直しを行い、できる限り子供たちの学習保障に努めてまいりたいと考えております。

同時に教育委員会として力を入れておりますのが、第2波の感染拡大により、再度休業を余儀なくされた場合に、オンライン学習システムの構築であります。令和元年度第5回補正予算において5,627万9,000円のICT環境整事業の予算をご承認いただき、小学校に1人1台の端末と校内のネットワーク環境を整備することといたしました。

その端末で、学校と家庭を結ぶオンライン学習を行うには、原則自宅でインターネットのできる環境が必要となってまいります。

そこで、本町では、児童280人のうち2割程度に当たる60人分をインターネット環境が整っていない一部のご家庭への貸出し用として、LTE通信機能付の端末を整備し、それ以外の230台については、インターネットの環境が既に整っている家庭でも使用できるWi-Fi仕様の端末を整備することといたしました。特に60台の通信機能付端末については、地方創生臨時交付金事業の補助事業として5月の専決処分補正予算に組み替えており、全国でも先進モデルとなる奈良県の共同通達による購入を予定しております。

災害やコロナウイルス感染症等による学校の臨時休業など緊急時の対策の一つとしてICTを活用した学習活動を展開できるよう早期の整備を目指してまいりたいと考えております。

とはいえ、本来学校教育は、教師による対面指導、子供同士の関わりを通じて行われるものであります。臨時休業の措置が取られたとしても、その趣旨を踏まえ、感染拡大防止を十分に配慮しながら、学校や教育委員会が様々な工夫を行いつつ、児童の学習を保障することが重要だと考えております。

私どもといたしましては、今後も状況を見ながら、児童生徒の学習活動を支援するため必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、一般質問

の回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 今町長のほうから答弁があったわけでありましてけれども、今朝職員に配付されている地域防災計画職員初期体制マニュアルというものの追加分として139ページからの分を今日もらったわけでありまして。なぜこのように遅れたのでしょうか。私が一般質問を行ってから既に8カ月以上たっているんですけども、なぜこのように遅れたのか、説明をお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

確かにご質問ありましたように、私がこの場で回答させていただいて時間が経過しております。議員からのご質問は、私に対するお叱りかと思っておりますので、その辺りはしっかりと受け止めたいと思っております。

ただ、計画につきましては、ご指摘いただきましてから改訂のほうを行っておるところなんですけれども、議員へのご配付のほうが遅れましたこと大変申し訳ないと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） その当時の総務部長の答弁でももう法令とかそういうのはすぐにできているという中身でありますので、そういう訂正については、すぐにその間にも防災会議などもあったと思うんですけども、そういうところにも報告し、すぐに住民に報告すべきではないかというふうに思います。

そして、現在は新型コロナの問題が起きているわけでありましてけれども、これから台風や豪雨などが予測されるわけでありまして。また、地震も予想されます。これらは日本列島の成り立ちと地球上の位置から避けがたい自然の営みであります。自然災害は、今人間社会がコロナ危機で大変だからといって待つてはくれません。クラスターを生まない、避難所の運営をどうするのか、高齢者、障害者へのサポートをどうするのか、避難所をどう位置づけるのか、検討していくべき課題もあります。そのためにも指針を出す必要があります。災害後の住民の生活設計についてどのようにしたらいいのかという処方箋も早く住民に知らせて、もしそういう災害が起った場合には、こういう制度がありますよと一緒に生活再建のために頑張っていこうじゃないかということを一日も早く住民に知らせる必要があると思うんですけども。

れども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 生活支援等の制度なんですけれども、今町長の回答にありましたように、災害発生いたしまして、こういった支援があるということは、町が事業主体となって進めていく事業でございますので、その際には、速やかな周知と速やかな申請受け付けというほうを進めていくべきやというふうに考えております。

○10番（池田年夫君） 以上で終わりです。

○議長（衣川喜憲君） よろしいですか。

○10番（池田年夫君） はい。

○議長（衣川喜憲君） 池田年夫君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査について

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

閉会中の継続審査について当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査をしていただきたいと思っております。

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たりまして、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年6月三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、17件の重要案件について慎重審議いただき、全議案のご可決、

ご承認、またご同意を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

これまでの4年間の町政運営において取組を行ってまいりましたタウンミーティングやまちづくりトーク、ワークショップといった協働の町づくりは着実に根づき始めているものと感じております。そして、コロナウイルスとの戦いはまだまだ続くものと予想されます。しっかりとした支援策を打ち出し、ウイルスと共存する世の中で新たな時代の町づくりを皆様とともに考え、進めていかなければなりません。そのため、次の4年間も住民の皆様との対話を重ねながら、住民の代表であり、本町の政策決定を行っていただく議員の皆様との両輪で、ともに育ち育てる町づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（衣川喜憲君） これをもちまして、令和2年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり皆様のご協力どうもありがとうございました。

（午後 0時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員